

全 足 利 野 球 ク ラ ブ 後 援 会 会 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、全足利野球クラブ後援会と称し、事務所を足利市役所内に置く。

(目的)

第2条 本会は、社会人野球チーム全足利野球クラブの強化と、全足利野球クラブと共に足利市の名声と市民の野球の振興を高めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 大会出場及び遠征・招待試合の助成
- (2) 強化練習(用具・合宿)費用の助成
- (3) 各種公式試合の応援及び応援団の派遣
- (4) 優秀選手の褒賞
- (5) 会員募集
- (6) 会報の発行
- (7) その他目的達成のための事業

(会員)

第4条 本会は、全足利野球クラブを支援する会員をもって組織する。

- (1) 普通会員
- (2) 賛助会員(企業・団体)
- (3) 特別会員

特別会員は次のとおりとする。

全足利を励ます会
足利野球協会
全足利クラブOB会

(入会)

第5条 本会の入会は、別記様式第1号により申し込みし、会費の納入をもって会員となり、以後毎年継続される。

(脱退)

第6条 本会を脱退する場合は、別記様式第2号により、会計年度終了2か月前(10月末日)までに届け出るものとする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|--------|-------|-------|----|
| ・会 長 | 1名 | ・会長代行 | 1名 |
| ・副 会 長 | 2名 | ・常任理事 | 5名 |
| ・理 事 | 20名程度 | ・会計監査 | 2名 |

2 役員は理事会で選考し、総会において承認を得るものとする。

- (1) 会長は会を代表し、会務を統理し会議の議長となる。
- (2) 会長代行は副会長の中から会長が任命し、役員会において承認を得るものとする。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- (4) 常任理事及び理事は、会長の命により職務を処理する。
- (5) 会計監事は会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(役員を選出区分)

第9条 役員は次の会員の中から選出する。

普通会員の中から	若干名
賛助会員の中から	若干名
特別会員の内	
全足利を励ます会の中から	若干名
足利野球協会の中から	若干名
全足利クラブ OB 会の中から	若干名

(職員)

第10条 本会の事務を処理するために次の事務局職員を置く。

・事務局員	1名	・会計	1名
・事務局主任	1名		

(名誉会長、顧問及び参与)

第11条 本会に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- (1) 名誉会長は、会長の推薦したものにつき理事会の決議をもって推挙する。
- (2) 顧問及び参与は、理事会の議決をもって推薦したものにつき会長が委嘱する。
- (3) 名誉会長、顧問及び参与は、会議に出席し意見を述べることができる。

(会議)

第12条 本会の会議は総会・理事会及び役員会とし、必要に応じ会長が召集する。
但し、理事会を持って総会にかえることもできる。

(会費)

第13条 会員は、次の年会費を納めるものとする。

- (1) 普通会員 1口(3, 000円)以上
- (2) 賛助会員 1口(10, 000円)以上
- (3) 特別会員
全足利を励ます会・足利野球協会及び全足利クラブ OB 会についてはそれぞれの会が定める金額とする。

(会計)

第14条 本会の経費は、次の収入をもってこれにあてる。

- (1) 普通会費
- (2) 賛助会費
- (3) 特別会費
- (4) 助成・補助金
- (5) 寄付金
- (6) その他の収入

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(弔意規定)

第16条 本会の弔意規定は、次のとおりとする。

- (1) 全足利野球クラブに在籍する者、または、在籍していたものが死亡した場合の弔意金は10,000円とする。
- (2) この条文に定めのない弔意は、会長、副会長が協議の上決定する。

附 則

1. 本会則は、平成4年1月1日から施行する。

昭和51年7月23日施行の全足利野球クラブ後援会会則は廃止する。

2. 本会則は、平成13年4月1日から施行する。
3. 本会則は、平成19年3月16日から施行する。
4. 本会則は、令和2年3月2日から施行する。